

記者発表資料 (県政)

提供年月日：平成30年(2018年)11月20日
部 局 名：健康医療福祉部
所 属 名：障害福祉課
担 当 名：共生推進係
担当者名：清水、早尻
内 線：3540
電 話：077-528-3540
E-mail：ec0006@pref.shiga.lg.jp

「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例要綱案」に対する意見の募集について

滋賀県民政策コメント制度に関する要綱(平成12年滋賀県告示第236号)第4条の規定に基づき、下記のとおり、「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例要綱案」についての県民政策コメントを実施します。

記

1 ご意見・情報の募集期間

平成30年11月20日(火)～平成31年1月4日(金)まで(必着)

2 公表の方法

滋賀県ホームページに掲載のほか、障害福祉課(県庁新館2階)、県民活動生活課県民情報室(県庁新館2階)、各合同庁舎行政情報コーナー、県立図書館、および県立大学に資料を備え付けます。なお、各場所(合同庁舎行政情報コーナーを除く)には、点字版、音声版、わかりやすい版も備え付けています。

3 提出方法

- (1) 滋賀県ホームページ内「しがネット受付サービス」からの入力
<http://www.pref.shiga.lg.jp/c/it/shinsei/shiganet.html>
- (2) 郵送 〒520-8577(住所の記載は不要) 滋賀県健康医療福祉部障害福祉課
- (3) ファックス 077-528-4853
- (4) 電子メール ec0006@pref.shiga.lg.jp

4 提出・お問い合わせ先

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課 共生推進係
電話 077-528-3540(直通)

5 その他

- (1) ご意見を提出いただく様式は特に定めていませんが、必ず住所、氏名、電話番号を明記してください。(ご意見以外の内容は、公表しません。)
- (2) ご意見は、日本語で提出してください。
- (3) 電話によるご意見はお受けできませんので、ご了承ください。
- (4) 電子メールで送付される場合は、ファイルの添付は行わず、メール本文に記載してください。
- (5) 提出に際し、配慮が必要な場合には個別にお問い合わせください。